

# 府中市地域防災計画

大規模事故対策 編

<平成19年度修正（素案）>

府中市防災会議



# 目 次

## 第1部 総 則

第1章 計画の方針	1
-----------	---

## 第2部 災害応急対策計画

第1章 危険物事故の応急対策	2
第2章 警備・交通規制	6
第3章 避難計画	6
第4章 その他の対策	6



# 第1部 総則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

災害対策基本法では、自然災害の他に大規模な火災、爆発その他の大規模な事故による被害についても災害として定義している。

府中市においては、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、社会要因による大規模事故に対しても、市の機能をあげて対応することが求められている。

そこで、大規模事故に対する応急対策を充実強化するために、地域防災計画（大規模事故対策編）を策定し、大規模事故に対する措置を定めることにより、市民等の生命・身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、府中市の地域に係る大規模事故対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法に基づく市の大規模事故対策以外の防災に関する計画及び他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

### 第3節 計画の習熟

各関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災機関は、関係のある事項について、毎年、府中市防災会議が指定する期日（緊急を要するものは、その都度）までに、計画修正案を提出する。

## 第2部 災害応急対策計画

石油類や高圧ガス危険物取扱施設等における大規模事故から人命、財産を保護するため、関係機関との連携のもと、全機能をあげて、警戒、防除、鎮圧するとともに、救助・救急活動を実施する。

### 第1章 危険物事故の応急対策

市内には、石油類、高圧ガス等危険物の貯蔵所等が多数あり、これらの施設については関係法令等に基づいて防災体制の強化が図られているところであるが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の市民にも大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や被害拡大の防止等の応急措置を迅速かつ的確に講ずることにより、被害を最小限に止めることが必要である。

#### 第1節 石油類等危険物保管施設の応急活動

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、これらの施設に対する応急対策は、風水害編第5章第2節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

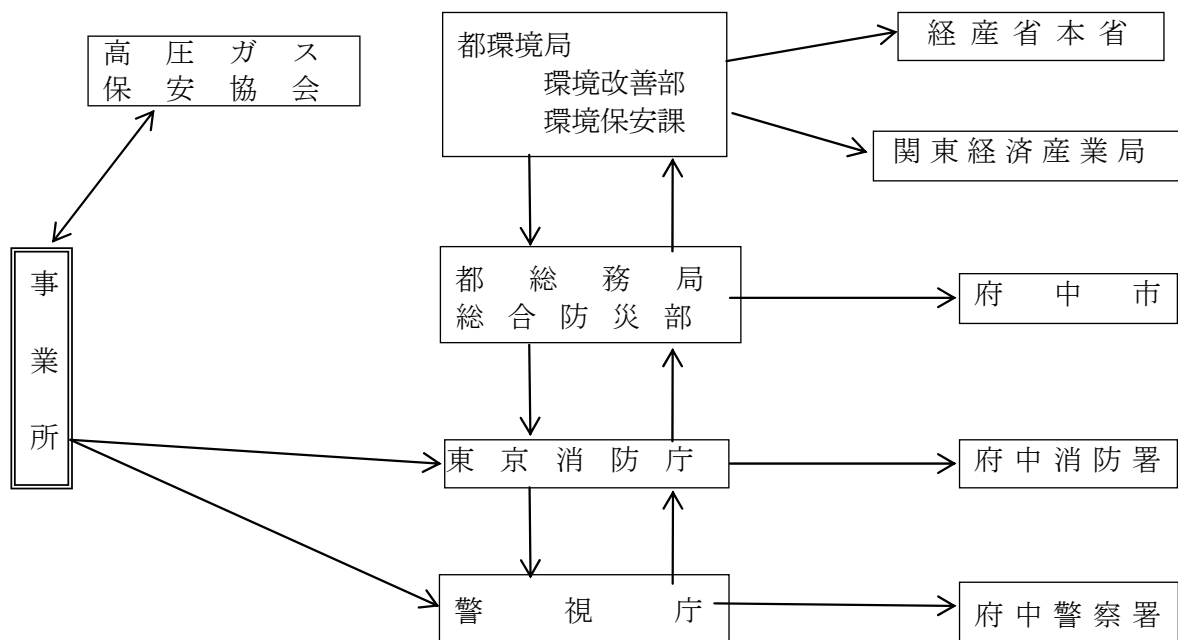
- 1 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 被災状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

## 第2節 高圧ガス保管施設の応急活動

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は全力をあげて防御活動を実施するが、併せて、被害の拡大を未然に防止するために関係機関に迅速、的確な通報を行う必要がある。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。

### 1 高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図



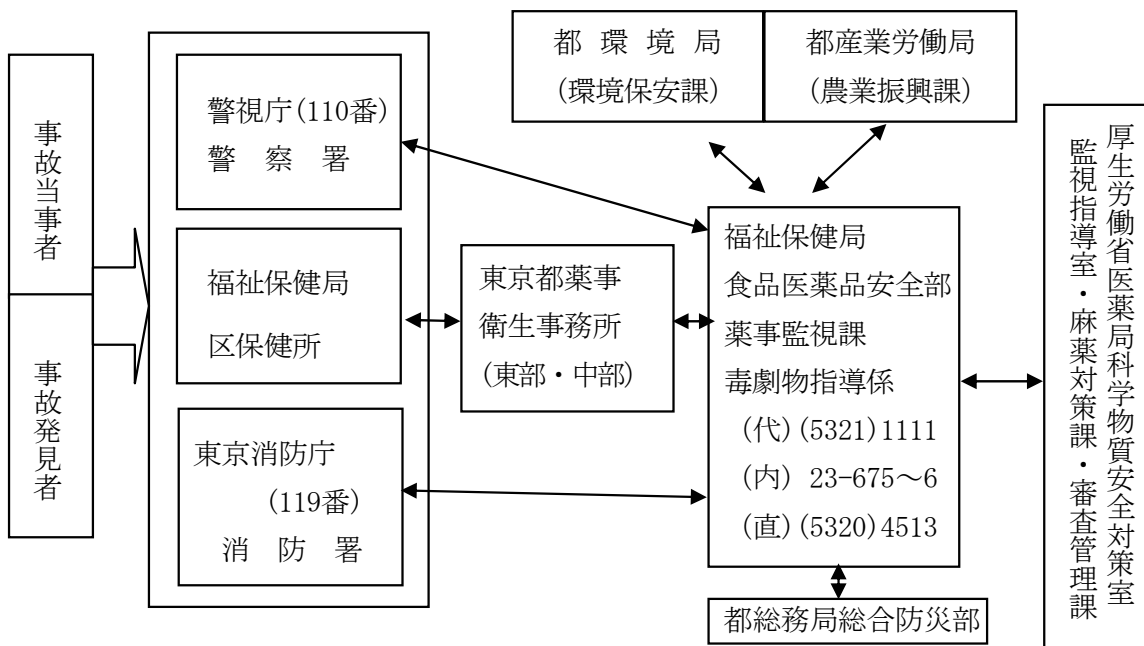
### 2 府中消防署の対応措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは警戒区域からの退去及び火気の使用禁止を行う。
- (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する応急対策については、風水害編第5章第2節「消防活動計画」により対処する。

### 第3節 毒物・劇物取扱施設の応急活動(多摩府中保健所)

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の応急措置は次のとおりである。

#### 1 毒物・劇物事故通報体制系統図



#### 2 府中消防署の対応措置

- (1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の勧告または指示を行う。
- (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (3) 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する応急対策については、風水害編第5章第2節「消防活動計画」により対処する。



## 第4節 放射線使用施設の応急活動

放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合または放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、放射線同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、科学技術庁長官に報告を行うこととされている。

また、科学技術庁長官は、必要があると認めるときは、これに対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとされている。

### 1 府中消防署の対応措置

放射性同位元素等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、風水害編第5章第2節「消防活動計画」により応急活動を行う。

## 第2章 警備・交通規制

大規模事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期すことが必要である。

警備・交通規制については、状況に応じて、震災編第3部第4章または、風水害編第3部第5章「警備・交通規制」に準ずることとする。

## 第3章 避難計画

火災、危険物の漏えい及び大爆発等の大規模事故時には、付近の住民の避難が必要となる。このため、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策を講じる必要がある。

避難については、状況に応じて、震災編第3部第9章または、風水害編第3部第10章「避難計画」に準ずることとする。

## 第4章 その他の対策

大規模事故発生時において被害を最小限に抑え、被災者の生命及び安全を確保するとともに人心の安定を図るためには、迅速に救援・救護活動を実施することが重要である。

その他の大規模事故に対する対策については、状況に応じて、震災編第3部または、風水害編第3部に準ずることとする。